

奈良県訓令第六号

各部課室

各出先機関

奈良県職員服務規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 南部東部振興監 規則第三条第三項に規定する南部東部振興監をいう。

第二条第三十一号中「総務部人事課長（以下「人事課長」という。）」を「行政・人材マネジメント課長」に改め、同号を同条第三十三号とし、同条第三十号中「奈良県行政文書管理規程」の下に「（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）」を加え、同号を同条第三十二号とし、同条中第二十九号を第三十一号とし、第二十四号から第二十八号までを二号ずつ繰り下げ、同条第二十三号ア中「危機管理監、知事公室長、南部東部振興監」を「南部東部振興監、危機管理監、知事公室長、政策統括官」に改め、同号イ中「観光局次長」を「こども・女性局次長」に、「こども・女性局次長、景観・環境局次長及びまちづくり推進局次長を除く。」を「観光局次長及び地域デザイン推進局次長を除く。」、部技監、政策官」に、「オからクまで」を「エ、キからケまで」に、「エ」を「オ」に改め、同号ウ中「及び国際課」を「国際課及び市町村振興課」に改め、同号エからカまでを次のように改める。

エ 南部東部振興課の課長並びに奥大和移住・交流推進室及びうだ・アニマルパーク振興室の課の室長 南部東部振興監

オ 防災統括室、消防救急課及び安全・安心まちづくり推進課の課長並びに当該課が主管する出先機関の所長 危機管理監

カ こども・女性局次長並びに女性活躍推進課、奈良っ子はぐくみ課及びこども家庭課の課長並びに当該課が主管する出先機関の所長 こども・女性局長

第二条第二十三号ク中「所管する」を「主管する」に改め、同号ケ及びコを次のように改める。

ケ 観光局次長並びにならの観光力向上課の課長、インバウンド戦略・宿泊力向上

室の課の室長、観光プロモーション課の課長及びMICE推進室の課の室長並びに当該課及び室が主管する出先機関の所長 観光局長

コ まちづくりプロジェクト推進課、リニア推進・地域交通対策課及び大規模広域防災拠点整備課の課長並びに当該課が主管する出先機関の所長 政策統括官

第二条第二十三号サ中「まちづくり推進局次長並びに地域デザイン推進課の課長並びに都市計画室及び大宮通り新ホテル・交流拠点事業室の課の室長並びに公園緑地課の課長並びに」を「地域デザイン推進局次長並びにまちづくり連携推進課の課長、県土利用政策室の課の室長、公園緑地課の課長、」に、「並びに住まいまちづくり課」を「、住まいまちづくり課」に、「まちづくり推進局長」を「地域デザイン推進局長」に改め、同号を同条第二十五号とし、同条中第二十二号を第二十四号とし、第十四号から第二十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十三号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 政策官 規則第三条第四項第一号に規定する道路政策官及び河川政策官

第二条中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第八号中「観光局長」を「こども・女性局長」に、「、医療政策局長及びこども・女性局長」を「及び医療政策局長」に、「景観・環境局長」を「観光局長」に、「まちづくり推進局長」を「地域デザイン推進局長」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 政策統括官 規則第三条第三項に規定する政策統括官をいう。

第四条の二中「人事課長」を「所属長」に改める。

第十二条の二第三項中「場合は、」の下に「行政・人材マネジメント課長及び」を加える。

第三号様式の二及び第三号様式の三中「人事課長」を「所属長」に改める。